

岡山県  
神社廳

# 報廳

発行所

岡山県神社庁

教化委員会

広報部

岡山市奥市3-22

〒703-8272

TEL.086-270-2122

FAX.086-270-2123

<http://www.okayama-jinjacho.or.jp/>



穴門山神社のカツラの木

穴門山神社の

## カツラ

周囲七、三m、樹高三十m  
推定樹齢七百年  
川上郡川上町高山市

高い石垣の上、石灰岩の絶壁を背にして建つ穴門山神社は、モミ、カヤ、スギ、ケヤキ等約十ヘクタールの社叢に取り囲まれている。

特に社前の石垣にあるカツラの木は神功皇后のお手植えとか、船をつないだ木とか言い伝えられており、主幹は枯損しているものの、根元から多数分岐し樹勢は旺盛である。穴門山神社の社叢は昭和三十一年、県指定天然記念物に指定された。

# 平成十六年 定例協議員会

六月二十三日午後一時から岡山県神社庁において定例協議員会が開催され、長時間に亘って以下の議案が慎重に検討された。

## 議案第一号

### 『神社本庁評議員会報告』

三原神社本庁評議員が資料をもとに神社本庁評議員会の報告を行った。神社本庁平成十六年度予算案が可決されたこと、任期満了による役員改選が行われ、次期総長に矢田部正巳氏（三嶋大社宮司）が就任されること、全国理事として当庁の湯浅庁長が就任されること等が報告された。

## 議案第二号

### 『平成十五年度神宮大麻暦頒布活動報告』

井上大麻頒布推進委員会副委員長から平成十五年度は十六万五千三十四体の頒布であり、前年比八十八体の増頒布であったことが報告された。

## 議案第三号

### 『岡山県神社庁舎建設委員会報告』

笹井募金部長から募金状況、財務状況の説明が、また、福田建設部

長から旧庁舎の利用問題について調査結果が報告された。

## 議案第四号

### 『平成十六年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出予算案』

福田財務委員長から平成十六年度の予算大綱としては健全予算であること、委員会活動を活性化すること、式年遷宮を考慮に入れること、災害積立金を拡充することが説明された。予算案中注意を要する項目にはさらに説明がなされ、質疑、討論が行われた。その結果一部の項目の金額に修正が加えられ、可決、成立した。  
〔別掲 予算書参照〕

## 議案第五号

### 『年度内一時借入に関する件』

事務局から予算の運用上必要のあるときは、その都度運営資金会計から必要額を五百万円を限度に借り入れることを説明した。

## 議案第六号

### 『平成十六年度神宮大麻暦頒布推進の件』

井上大麻頒布推進委員会副委員長から平成十五年度は、前年度に対し増頒布といってもその伸び率は少く、引き続き各神職に増頒布の努力を要請した。

## 議案第七号

### 『神社本庁及び神社庁特別寄贈金神社拡大の件』

福田財務委員長から特別寄贈金神社数拡大についてのお願、また既に寄贈されている神社についても金額の上乗せをお願いがあった。

## 議案第八号

### 『岡山県神社庁規則改正案』

昨年の協議員会で提案され、設置された改革委員から答申が行われた中の一つ、岡山県神社庁規則の改正案が示された。主要なる改正条文は第十二条・第十三条・第四十条であり、第五十一条が追加されている。また、仮名遣い、常用漢字の使用、文章表現も変更するため「全文変更」の体裁をとった。  
〔別掲 規則参照〕

また、改革委員会は規則に付随する細則、協議員会会議規則、支部

規則準則（いずれも案）を示しており、それらが揃ってはじめて規則が生じること、他の改革案も早急に検討してほしい旨の提言があった。執行部からは臨時協議員会を開催し、提出された答申を検討することで神社庁改革を推し進める、との回答があった。

## 議案第九号

### 『神社本庁との改選時期の調整について』

神社本庁の役員・評議員と岡山県神社庁の役員・協議員・各委員会委員の改選時期がずれているので、平成十九年六月末日で改選時期、任期を神社本庁に合わせるのと、また、岡山県神社庁の役員・協議員・各委員会委員と岡山県神社庁内各支部の支部長以下の役員改選時期・任期がずれているので平成十九年六月末日で改選時期・任期を岡山県神社庁に合わせることが議決された。

## その他

『岡山県神社庁役員補欠選挙の件』  
現在総代役員が二名退任されているが、後日行われる総代会で選出された方を神社庁役員に就任頂くことが確認された。

平成15年度岡山県神社庁規程表彰者

以下の方々、支部が4月20日の神社関係者大会において表彰されました。

表彰規程第一条該当者						
神職の部	津山	湯浅 一則				
	吉備	小原 満寿延	小野 一子	角田 律		
役員・総代の部	岡山	難波 徳久	黒崎 儀一	紙名 一	山脇 章雄	
	倉敷	白神 秀夫	三宅 輝夫	三宅 敏夫		
	津山	久保 耕助	柴田 博	岡本 昶房	牧江 家嗣	
	玉野	宮井 仁士	小橋 甲三	土井 正徳		
	玉島	渡辺 靖二	田野 實	真田 恭		
	玉島	渡辺金三郎				
	児島	合田 繁一	福森 栄	佐藤 栄		
	御津南	谷口 明	長崎 博			
	御津北	実藤 庄一	小林 正二			
	御津東	中村 博明	伊丹 昭二			
	赤磐郡	畑 元義				
	邑久西大寺	末長 昭吾	松本 達雄	中村 公勅	馬場 文男	徳田 昌弘
	上道西大寺	加藤 英智	山本 勝輝			
	都窪	近藤 秀明				
	浅口郡	鈴木 泰彦	小野 平二	川崎 若歳	三宅 雅司	
	笠岡	宮脇 豪	池田 師補	平河 進		
	小田郡	三宅 立夫	三宅 邦和	大元 幸平	池田 稔	
	井原後月	河合 逸雄	多賀 義光	山田 正	田辺 隆則	
	吉備	小西 確志	吉富 弘志			
	高梁上房	津嶋 史郎				
	川上郡	徳森 勝造	金尾 武士			
	阿新	橋本 壽	才田 照夫			
	勝田	大橋美代治	国本 知			
	英田	安川 忠男	丸山 高志	番能 文郎	渡辺 幾郎	
	久米	三船 文治	森岡 志郎	田村 康男		
	表彰規程第三条該当者					
小田郡	大月 勇					
真庭郡	矢谷 茂雄					
神宮大麻頒布優良支部						
津山支部	児島支部	御津南支部	赤磐郡支部	阿新支部	英田支部	

実施日	研修名	日数	場所	受講料	申込先
7月26日(月)	雅楽研修会(籠笛の部)	1日	新見市高尾 國司神社	1,300円	阿新支部
7月27日(火)	雅楽研修会(筆楽の部)	1日	新見市高尾 國司神社	1,300円	阿新支部
7月31日(土)~8月1日(日)	浦安の舞研修会	2日	上房郡賀陽町 上竹荘公民館	2,000円	高梁上房支部
8月17日(火)~18日(水)	浦安の舞研修会	2日	新見市新見 船川八幡宮	1,300円	阿新支部
8月18日(水)	教養研修会(気学・方位学)	1日	岡山市古備津 吉備津神社参集殿	2,000円	吉備支部
8月21日(土)	祭式研修会	1日	新見市新見 國司神社	1,300円	阿新支部
8月22日(日)	祭式研修会	1日	川上郡成羽町下原 成羽総合福祉センター	2,000円	川上郡支部
9月16日(木)	祭式研修会	1日	岡山市奥市 岡山県神社庁 神殿	3,000円	神青協

**研修会開催のご案内**

岡山県神社庁研修所主催の研修会が左記の通り開催予定です。多数ご参加くださいますようお願いいたします。

**平成16年度  
岡山県神社庁  
一般会計予算**

平成16年7月1日～平成17年6月30日

歳入総額 121,297,840円也  
歳出総額 121,297,840円也

歳入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差異(△減)
I 神饌及幣帛料	1,050,000	1,050,000	0
1 本 庁 幣	600,000	600,000	0
2 神饌及初穂料	450,000	450,000	0
II 財 産 収 入	25,000	25,000	0
1 基本財産収入	25,000	25,000	0
III 負 担 金	36,920,000	36,920,000	0
1 神社負担金	25,844,000	25,844,000	0
2 神職負担金	9,230,000	9,230,000	0
3 支部負担金	1,846,000	1,846,000	0
IV 交 付 金	67,795,000	67,495,000	300,000
1 本庁交付金	1,200,000	1,000,000	200,000
2 神宮神社官費交付金	66,300,000	66,200,000	100,000
3 本庁補助金	295,000	295,000	0
V 寄 付 金	4,137,840	3,100,000	1,037,840
1 神社特別寄贈金	3,000,000	3,000,000	0
2 寄 付 金	150,000	100,000	50,000
3 指定寄付金	987,840	0	987,840
VI 諸 収 入	2,870,000	2,770,000	100,000
1 表 彰 金	50,000	50,000	0
2 預 金 利 子	20,000	20,000	0
3 申請料・任命料	2,100,000	2,000,000	100,000
4 雑 収 入	700,000	700,000	0
VII 繰 入 金	2,500,000	2,500,000	0
1 繰 入 金	2,500,000	2,500,000	0
当期歳入合計	115,297,840	113,860,000	1,437,840
前期繰越金	6,000,000	6,000,000	0
(7,571,170)		(△1,571,170)	
歳入合計	121,297,840	119,860,000	1,437,840
(121,431,170)		(△133,330)	

歳出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差異(△減)
I 幣 帛 料	3,000,000	2,600,000	400,000
1 本 庁 幣	2,300,000	2,300,000	0
2 社 社 幣	700,000	300,000	400,000
II 神 事 費	300,000	300,000	0

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差異(△減)
1 神 殿 奉 斎 費	300,000	300,000	0
III 事 務 局 費	29,259,000	32,891,000	△3,632,000
		(33,297,000)	(△4,038,000)
1 表彰並びに儀礼費	700,000	550,000	150,000
(1 各種表彰費)	500,000	400,000	100,000
(2 慶 弔 費)	200,000	150,000	50,000
2 会 議 費	300,000	220,000	80,000
3 役員関係費	1,570,000	1,494,000	76,000
		(1,570,000)	(0)
(1 役員報酬)	1,100,000	1,044,000	56,000
		(1,100,000)	(0)
(2 教諭師関係費)	250,000	250,000	0
(3 視察研修費)	100,000	100,000	0
(4 地区会議関係費)	120,000	100,000	20,000
		(120,000)	(0)
4 給料及び福利厚生費	16,639,000	18,967,000	△2,328,000
(1 給 料)	9,073,000	10,657,000	△1,584,000
(2 諸 手 当)	5,366,000	5,960,000	△594,000
(3 各種保険料)	2,100,000	2,200,000	△100,000
(4 職員厚生費)	100,000	150,000	△50,000
5 庁 費	5,400,000	7,010,000	△1,610,000
		(7,340,000)	(△1,940,000)
(1 備 品 費)	250,000	180,000	70,000
(2 図書印刷費)	400,000	580,000	△180,000
		(680,000)	(△280,000)
(3 消耗品費)	850,000	1,350,000	△500,000
(4 水道光熱費)	1,300,000	2,500,000	△1,200,000
		(1,500,000)	(△200,000)
(5 通信運搬費)	1,300,000	1,200,000	100,000
		(1,300,000)	(0)
(6 備 人 費)	1,200,000	1,100,000	100,000
		(2,230,000)	(△1,030,000)
(7 雑 費)	100,000	100,000	0
6 交 際 費	600,000	600,000	0
7 旅 費	3,400,000	3,100,000	300,000
8 管 理 費	650,000	950,000	△300,000
IV 指 導 奨 励 費	7,020,000	5,920,000	1,100,000
		(5,970,000)	(1,050,000)
1 教化事業費	2,800,000	3,250,000	△450,000
2 青少年対策費	300,000	100,000	200,000
3 神社庁研修所費	1,050,000	1,000,000	50,000
		(1,050,000)	(0)
(1 研 修 費)	700,000	700,000	0
(2 研修奨励費)	350,000	300,000	50,000
		(350,000)	(0)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差異(△減)
4 祭 祀 研 究 費	650,000	200,000	450,000
5 各 種 補 助 金	2,220,000	1,370,000	850,000
(1 神青協補助金)	500,000	500,000	0
(2 氏青協補助金)	50,000	50,000	0
(3 県教神協補助金)	50,000	50,000	0
(4 女子神職会補助金)	150,000	150,000	0
(5 県教婦連補助金)	50,000	50,000	0
(6 神社部補助金)	70,000	70,000	0
(7 作州神楽補助金)	20,000	20,000	0
(8 支部長懇話会補助金)	200,000	200,000	0
(9 神宮大祭派連補助金)	30,000	30,000	0
(10 神職養成補助金)	200,000	0	200,000
(11 地区大会視助金)	900,000	250,000	650,000
V 各 種 積 立 金	9,687,840	6,700,000	2,987,840
1 職員退職給与積立金	1,000,000	1,000,000	0
2 役員退任慰労金積立金	200,000	200,000	0
3 庁舎建設資金積立金	2,500,000	3,000,000	△500,000
4 次期式年運営準備金	5,000,000	2,500,000	2,500,000
5 災害見舞積立金	987,840	0	987,840
VI 社 社 関 係 者 大 会 費	600,000	600,000	0
1 神社関係者大会費	600,000	600,000	0
VII 負 担 金	22,059,000	22,059,000	0
1 本庁災害慰謝負担金	55,000	55,000	0
2 本庁負担金	5,500,000	5,500,000	0
3 本庁特別納付金	13,550,000	13,550,000	0
4 支部負担金振替費	2,954,000	2,954,000	0
VIII 渉 外 費	480,000	480,000	0
1 友好団体関係費	180,000	180,000	0
2 時局対策費	200,000	100,000	100,000
3 同 和 対 策 費	100,000	100,000	0
4 神政連関係費	0	100,000	△100,000
IX 支 部 関 係 費	34,640,000	34,590,000	50,000
X 大 麻 頒 布 事 業 関 係 費	7,500,000	7,100,000	400,000
1 大麻頒布推進費	950,000	800,000	150,000
2 頒布事務費	750,000	750,000	0
3 頒布事業奨励費	5,800,000	5,550,000	250,000
XI 予 備 費	6,752,000	6,620,000	132,000
		(6,435,170)	(316,830)
当期歳出合計	121,297,840	119,860,000	1,437,840
		(120,131,170)	(1,166,670)
次期繰越金	0	0	0
		(1,300,000)	(△1,300,000)
歳出合計	121,297,840	119,860,000	1,437,840
		(121,431,170)	(△133,330)

※款内流用を認める  
 ※表中の( )内は補正予算額  
 ※増減(△)は、予算額が前年度予算額に比し、減額である場合△で表示する。

# 言霊の幸ふ神の国

## 回帰しよう！神話から神武肇国への壮大な国史へ

平成十六年三月に行われました  
神道講演会（講師出雲井晶先生）  
を要約しました。

.....

私は母が病気になる、その世話を  
するため息子達の教育が充分出  
来なくなっていました。その  
ため、学校教育では教えない神話  
や出雲の四季の風景のすばらしさ  
を息子達に手紙で伝えることにし  
ました。このことがもとで作家と  
なり度々講演もさせて頂いたさま  
でした。

さて、皆さん一度自分の心の中  
を見て下さい。心の底では皆さ  
ん幸せを願っています。これは、  
幸せの魂を持って生まれているこ  
とを遠い遠いご先祖様が発見して  
下さっているのです。祖先は偉大  
であり、大自然と融けあつて心が  
澄んで直感が冴えていました。そ  
の冴えた直感で語られ、語り継が  
れた伝承をもとに書かれた古事記  
の日本神話はすばらしいもので、

人類最高の神話であります。ウル  
シャワ大学のポトンスキー教授  
は、日本神話を超える神話はない  
と絶賛しています。特に神代巻の  
出だしは文学性の高いものです。  
イギリスの歴史学者アールノルド・  
トインビーは、十三才までに国の  
神話を教えない民族は滅びている  
と言っています。ですから、是非  
子供や孫に日本の神話を教えてい  
ただきたいと思えます。日本神話  
には言霊があり、沢山の真理が込  
められています。良い言葉を使う  
と良いことが起こり、悪い言葉を使  
うと悪いことが起こります。最  
近は悪いニュースが多く社会も悪  
くなっています。

昭和二十年、神道指令で日本で  
は神話を教えるはいけないことにな  
りました。これは連合軍アメリカ  
の脅威にならないようにするた  
めの方策であり、そうすることで  
強かった日本人を弱体化させよう  
としました。神話が教えられなく

なつて精神的  
基盤を失った  
日本人は正に  
魂を失つて根  
無し草になつ  
てしまいました  
た。今日も学  
校ではダーウ  
インの進化論  
を教えていま  
すが、これは  
人の先祖は猿  
であるとし  
て、神さまを  
否定し、獣の権利を教えられてい  
ます。物を作ることに専心し、自  
分のことや国の将来のことが見え  
なくなっています。物中心の考え  
方から多くの非行少年を作り出  
し、あるいはかわいそうだと思  
う心がかうすらいでいます。例  
えば最近の牛や鶏さんの受難です  
が、生きながら病気を治すことも  
なく殺されていることにはだれ  
もかわいそ

うだといわ  
ないのです。感謝の心を忘れて  
人間のエゴ、傲慢になつて  
いることに警鐘しているのだ  
と思います。

イラク戦争が起こつた時小泉首相が正しく日本神話や歴史の認識を  
してれば、あるいは日本神話が  
教えている和の心で、話し合  
いで解決するようにアメリカ大統領  
に話しをしていたら世界の情勢は



講演をする出雲井晶先生（於 鴻八幡宮）

変わっていたでしょう。もう神道指令はないのですから洗脳を解いて、偏向教育から立ち返るべきです。今日アメリカでは進化論を共産主義の根幹となるもの、として教えないようにする運動があちこちとおこっています。

自分とはいかなるものなのか。日本神話にはキチンと書かれています。神話を知るのは幸せの原点です。大宇宙を造り天地を造りそしてそれを運行し、無限の生命を与えて下さる神がずっと居られ、いま確かに生きて生かされている。全てを許す神、慈愛の懐で生きている。目に見えない世界と目に見える世界が重なり合っていることをご先祖さまは教えておられます。

もう一つは天皇さまを中心にして生きてゆくことが正しい日本の国柄であるということです。今世界に二百国弱がある中に血統のつながっている国家は百二十五代続く天皇家のある日本国のみでありません。ヒコヒメは天照大神の子孫であり、そのDNAが皆さんの中に続いています。

国生みの神話では二柱の神がオノコノ島を御生みになったと書かれてあり、地球が自転していることを直感で感じとっていました。

そして次々と神様をお生みになり、火の神をお生みになって亡くなられます。イザナギノ命は黄泉国へ行き、見てはいけない死後の世界を見て逃げて帰る時に果物の命に助けられて蘇えます。そして禊をされた時に世の隅々まで照らす光の中に天照大神が生まれました。立派な神様が生まれられたので高天原を統治するようにミスマルの玉をお授けになりました。その天照大神は神の世と同じものをこの世に再現するように皇孫命に命じられ、天孫降臨となったのです。

昭和天皇さまは神話をよく理解されておられ、お心は私心のない神のような心であられました。ついておられる政治家や軍人がどうして言われることを聞かなかったのでしょうか。聞いておればもっと早く終戦になり戦争の犠牲者も少なかったと思います。戦中戦後と戦争に反対された昭和天皇さま、マッカーサーと対談された時、自分の命と引き換えに国民を救ったことを漏れ聞いております。

私たちは、ご先祖さまから伝えられた日本神話を伝承してゆかなければ申し訳ありません。皆様も家族や子や孫に伝えて貰いたいと思います。

## 一者一芸

### この道を究める

#### 第六回

五月晴れ、うららかに鯉幟が翻り、若葉の緑が目鮮やかな好日、特殊神饌が知られる志呂神社を訪ねた。

国道五十三号線脇の清流に沿って美しく整えられた道を進むと、明るく広がる境内に入り、実に壮麗な社殿が見えてくる。初めての方はおそらく本殿のあまりの大きさ、装飾の格調高さにびっくりされる事であろう。しかし、驚くのはそれだけではない。この神社の



稽古を行う日野氏

日野正彦宮司(四十五歳)は、なんと極真空手の使い手(師範)なのである。早速お会いして社務所でお話を伺う。

日野宮司は小学校で始めた剣道は初段、中学校で始めた空手は四段だそうである。皇學館大学卒業後、帰郷と同時に日本空手道永和会を設立し、以後二十三年間、ひたすら指導にあたってこられたとのこと。お煎茶を点てて下さりながら静かに語られるが、何かただならぬ気迫が感じられる。

神社の参道横に道場があり、現在、中学校三年生のご長男と中学校一年生のご長女を始め、約五十名の生徒に空手を教えておられます。極真空手を選んだ理由をお聞きすると、この流派は「実践空手」と言われ、門人は大山倍達館長の「強い空手」に魅せられ、周りがけんか空手とか異端、邪道と批難すればするほど、かえってその実力に誇りと信念を持ち、更なる力を得ようと練習に励んだという。現在は、強くなることより自分がかつて一生懸命やったことを次の世代に伝えることが楽しみだそうである。どの様なことを子供達に伝えていきたいかとお聞きすると、子供達が身をもって痛みを知り、練習を重ねることで恐怖心を

第六回

八幡神社

こだわりの社

今回訪れる神社は、通称鹿田八幡神社（真庭郡落合町大字鹿田草野秀育宮司）である。八幡神社の勧請は、天文五年（一五三六年・室町時代後期）と

乗り越えて、体力、精神力を養うこと、又、大会等で対戦すること、より広い世界を知り、見識を深め目標を持つこと、と答えられた。厳しさと同時に誠実で一途な熱情を持っておられるご様子。生徒の大会実績もかなりレベルが高い。ちなみに座右の銘をお伺いすると、空手では「継続は力なり」、個人的には「努力なしの成果なし」との事。広い境内、実に清々しく整備されている様子も浮かび、やはり、と感服した次第であった。

伝えられ、爾来四七〇年の歳月を経て、社殿の傷みがはげしく、二十年程前より改築の話が持ち上がった。平成十三年にようやく気運が高まり第一回建設委員会を立ち上げる運びとなった。本殿の改築にあたって氏子（二八五戸）の負担をできるだけ少なくするために取られた秘策は、神社材木を建築用材に用いること、氏子でもある宮大工・福島弘泰氏に依頼すること、であった。

事業の進行にあわせ斎行される祭典は、草野宮司の性格を表すように要所で厳格に行われた。同年十月には事業報告事始祭、十一月山入祭、十二月製材始祭、斧始祭を斎行し、平成十五年十月奉祝祭を執り行うまで、正味二年間の事業となった。

総工費一〇三三万、諸経費含め予算一五〇〇万、氏子一戸当り五万円以上、目標一〇三〇万円という事で募金を始めたところ、目標以上の寄進が集まり、無事竣工した。草野宮司のお話では、本殿改築費用が一〇三三万というのは破格で、他で見積もったら少なくとも三から四倍はするところ。松、杉等の木材が神社林で調達できたこと、地元のこだわりの職人であ

る宮大工の方に大工工事のみでなく、全建設事業の監督、施工を依頼できたことがとてもよかったとの事である。

本殿は一間社流れ造り、正面軒唐破風、千鳥破風付き。昭和六十年十月に改築した拝殿と接続され、木の香も清々しく端正な佇まいを見せる。形といい、材といい、実に格調高い社殿である。

この社殿が一万円でできるなんて、と絶句。神社林に松や杉が無い県南の者にとってはまさに垂涎の思いである。

草野宮司は福島棟梁の指導のもと工事に自ら参加されたとか。真庭郡落合町の町会議員でもある宮司は、色々な経験、実績に裏打ち

された長期的展望に立った創意と行動力にあふれ、社殿のあちこちにその工夫が生かされている。次は事務所の改築を計画しておられるとの事。実力のある宮司と心厚い氏子との息の合った連携のもと益々御神徳が広がることであろう。



改築された鹿田八幡神社御本殿

# 宗教法人「岡山県神社庁」規則

岡山県神社庁規則を次のように全文変更する。

## 第一章 総 則

**第一条** この神社庁は、宗教法人であつて、「岡山県神社庁」という。

**第二条** 岡山県神社庁（以下「本神社庁」という）の事務所は、岡山県岡山市奥市参番式拾貳号に置く。

**第三条** 本神社庁は、天照皇大神、豊受大神、並びに岡山県内に所在する神社本庁に属する神社の祭神を奉斎し、礼拝の施設を備え、神社神道を宣布し、祭祀を執行し、斯の道を信奉する者を教化育成し、併せて県内に所在する神社の興隆を図り、神職の共同の利益を増進するために必要な諸方策を実施し、その他本神社庁の目的を達成するための財産管理その他の業務及び事業並びに統理の指揮を受けて神社本庁の事務を行うことを目的とする。

**第四条** 本神社庁を包括する宗教団体は、宗教法人「神社本庁」とする。

**第五条** 本神社庁の公告は、岡山県神社庁庁報に掲載する。

## 第二章 機 関

**第六条** 本神社庁に、責任役員十二人を置き、そのうち一人を代表役員とする。代表役員を庁長といい、其の他の責任役員を副庁長、又は理事

といい、その定数は次の通りとする。

庁長一人 副庁長二人 理事九人

庁長は本神社庁を代表し、その事務を総理する。副庁長は、庁長を助け、庁長に事故があるとき、又は欠けたるときは、庁長に代つて、その職務を行う。庁長、副庁長及び理事は、役員会を組織し、共同の責任を負い、本神社庁の維持運営に関する事務を決定する。役員会は、代表役員が招集する。

**第七条** 本神社庁に監事二人を置く。監事は、本神社庁の財務を監査する。

**第八条** 庁長、副庁長、理事及び監事は協議員会で選任する。

前項に規定する者の任期は三年とする。但し、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

第一項に規定する者は、後任者が就任する時までなおその職務を行う。

**第九条** 代表役員又は責任役員が、宗教法人法第二十条第一項各号の一に該当する時は、役員会で当該役員

の代表者を選任する。代表役員の代表者は、代表役員の職務を行い、責任役員の代表者は、責任役員の職務を行う。代表者は、代表者を置くべき事由が止んだ時は、当然退任する。

**第十条** 代表役員又は責任役員が、宗教法人法第二十一条第一項又は第二項に該当するときは、仮代表役員又は仮責任役員を置く。仮代表役員又は仮責任役員は、役員会で選任す

る。この場合前項に該当する者は、議決権を有しない。

**第十一条** 本神社庁に参事一人、主事及び録事各々若干人、その他の職員を置く。主事以下の職員の定数は、庁長が定める。参事の進退は、庁長の具申により統理が行い、主事以下の進退は庁長が行う。

参事は、庁長の命を受けて事務局長として事務を掌理する。主事以下は、上長の命を受けて事務に従事する。

**第十二条** 本神社庁に、顧問及び参

顧問及び参事は、庁長の具申により、神社本庁統理が委嘱する。顧問及び参事の任期は、三年とする。顧問は、重要事案について、庁長の諮問に応じ、参事は、重要事案について意見を述べる事ができる。

**第十三条** 本神社庁に協議員会を置く。協議員会は次の協議員で組織する。

1、支部長の職にある者  
但し、支部長が役員、監事に選任された場合は、副支部長の職にある者

2、管内神職中から庁長が指名した者

3、神職以外の神社の役員又はその他の者の内から庁長が指名した者

十七人

協議員に選出された者は、職及び氏名を記した承諾書を庁長に提出しなければならない。

協議員は、前項の承諾書に記載した職を退いたときは、協議員を失格

する。

**第十四条** 協議員の任期は三年とする。補欠協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第十五条** 協議員会は、その権限の一部を役員会に委任することができる。

**第十六条** 協議員会は、その会議の運営、手続及び内部の規律に関する規則を定め、且つ、秩序を乱した者を懲罰することができる。

**第十七条** 協議員会の定例会は毎年一回、臨時会は必要ある場合に庁長が招集する。

**第十八条** 協議員会に議長一人及び副議長一人を置く。議長及び副議長は、協議員が互選し、その任期は協議員の任期による。

**第十九条** 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、事務を処理し、協議員会を代表する。副議長は、議長に事故があるときは、議長の職務を行う。議長及び副議長共に事故があるとき又は欠けたるときは、庁長が議長の職務を行う。

**第二十条** 協議員会の議事は、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。但し、この規則の変更については、三分の二以上の賛成を必要とする。

## 第三章 財産管理その他の財務

**第二十一条** 財産は、基本財産、特殊財産及び普通財産とする。基本財産とは、不動産其の他本神社庁永続の基根となる財産を、特殊財産とは、



特殊の目的をもつて蓄積する財産を、普通財産とは、基本財産及び特殊財産以外の財産、財産から生ずる果実並びに一般の収入をいう。

**第二十二條** 基本財産及び特殊財産の設定は、協議委員会の議決を経なければならぬ。

前項の財産は、財産台帳に登録し、その増減があつたときは遅滞なく加除訂正をしなければならない。

**第二十三條** 基本財産及び特殊財産は、処分し、又は担保に供することができない。但し、止むを得ない事由がある場合において、協議委員会の議決を経たときは、この限りでない。

**第二十四條** 永久の利益となるべき支出を必要とし、負債を償還し、その他特に必要があるときは、協議委員会の議決を経て起債することができる。

**第二十五條** 当該会計年度内の収入で償還する一時の借入以外の借入に關しては、協議委員会の議決を経なければならぬ。

**第二十六條** 会計年度は毎年七月一日に始り翌年六月三十日に終る。

**第二十七條** 経費は、負担金、寄付金、財産から生ずる果実その他の収入をもつて支弁する。

**第二十八條** 必要があるときは協議委員会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

**第二十九條** 一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出とし、歳入、歳出は予算に編入しなければならない。

予算及びその補正は、協議委員会の議決を経なければならない。

**第三十條** 予算は、經常部及び臨時部に分ける。但し、特別会計についてはこの限りでない。

**第三十一條** 予算には、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費を設ける。但し、特別会計については、この限りでない。

**第三十二條** 予算内の現金支出上必要があるときは、基本財産の一部繰替使用又は一時借入をすることができ。

前項の繰替金又は借入金は、当該会計年度内の収入をもつて償還しなければならない。

**第三十三條** 当該会計年度の出納は、その年度終了時現在をもつて閉鎖し、これに關する事務は、その閉鎖後二月以内に完整しなければならない。

**第三十四條** 歳計に剰余を生じたときはこれを翌年度の歳入に繰入れる。

**第三十五條** 財産目録は、毎会計年度終了後三月以内に、前年度末現在により作成しなければならない。

**第三十六條** 決算及び財産目録は、協議委員会に報告しなければならない。

#### 第四章 支 部

**第三十七條** 本神社庁は、管内に支部若干を設け、支部に支部長一人及び副支部長一人を置く。支部長及び副支部長の任期は三年とする。欠員を生じた場合は、補欠選任を行い、その任期は、前任者の残任期間とする。

**第三十八條** 支部長は、支部を統轄し、且つ代表する。副支部長は、支

部長を助け、支部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

**第三十九條** 支部の経費は、支部内神社の負担金、寄付金その他の収入をもつて支弁する。

**第四十條** 支部は、当該支部の規則を定め、庁長の承認をうけるものとする。

**第四十一條** 庁長は、支部の運営上必要があると認めるときは、役員会の議決を経て、支部長に代り、当該支部の神職及び神社の役員を総会を招集することができる。

#### 第五章 事 業

**第四十二條** 本神社庁は、その目的達成に資するために祭祀及び教化に必要な図書及び物品販売の事業を行う。

**第四十三條** 前条の事業を行うために必要な職員を置く。

**第四十四條** 第四十二條に定める事業は、代表役員が管理運営する。但し、重要事項については、役員会の議を経るものとする。

**第四十五條** 第四十二條に定める事業に關する会計は、他の会計から区分し、特別会計とする。

**第四十六條** この事業から生じた収益は、一般会計に繰入れ本神社庁の費用に充當する。

**第四十七條** 前四条に定める以外、この事業の管理運営について必要な事項は、役員会において定める。

**第四十八條** この事業に關する決算

には、損益計算書、貸借対照表及びこの事業に關する財産目録を作成し、添付するものとする。

#### 第六章 補 則

**第四十九條** 本神社庁が次に掲げる行為をするときは、協議委員会の議決を経て、統理の承認を受けなければならない。

- 1、この規則を変更すること。
- 2、解散すること。
- 3、境内神社を創立し又は廃祀すること。

**第五十條** この規則で明らかでないことについては、神社本庁で定めるところによる。

この規則の適用及び神社庁の運営について疑義を生じたときは、神社本庁の指示を経て処理する。

**第五十一條** 本規則の施行に關し必要な事項は、規程で定める。

#### 付 則

この規則の変更は岡山県知事の認証書の交付を受けた日(平成 年 月 日)から施行する。但し、第十三條第一項第一号及び第三号の規定は平成十七年一月一日から施行する。

従前の規定により現に存在する協議委員は、この変更した規則に従つて就任したものとみなす。

この変更した規則施行当初の協議委員の任期は、平成十八年六月三十日までとする。

# 特殊神事部会報告

第1回

岡山県神社庁祭祀委員会特殊神事部  
部長 次田 圭介

—はじめに—

岡山県神社庁祭祀委員会特殊神事部は、長年、開店休業状態にあったが、この度ようやく動き始めることになった。

祭祀委員会規程第三条により、「特殊神事に関する事項」及び「民間神事に関する事項」という全く異なる分野について調査研究にあたらうとしている。

## 民間神事について

民間神事とはなじみのないことばであるが、神道や神社に関わる民間信仰—民間に伝承されている信仰—のことであろうと考え、仏教系の信仰は措いて取り組むことにしたい。しかし、現実には調査研究の対象分野が広汎多岐にわたり、その分野を限定することは難しい。民間には古くからの神仏混淆の信仰も多く、修験道や陰陽道に関わるもの、稲荷信仰に関するものなど、どうするか。こうしたものが民間における信仰の基層部をなしており、興味深くはあるが、取り組み方が難しい。人々の日常生活全般にわたって断片的、非体

系的に存在する。それを県下全域にわたって網羅する調査は容易なことではない。しかし、日本人の生き方や精神構造を知る上でも重要な調査研究領域であると思う。どういった取り組みをするかは、今後の課題であるが、短期間で民間神事の全領域を県下全体について調査することができるとは思えない。

たとえば、県下全体を対象とするならば、どの地域にはどのような信仰が広がっているか、その分布を知ること、ほんの一、二例に信仰内容をしぼって、トウビョウのこと、ヘイシのことなど、県下全体について信仰内容の実態を調査すること、町村単位の地域に限定して、民間信仰全体について限なく調査することなどが考えられる。

## 特殊神事について

特殊神事は、各神社の祭祀に深く関わる由緒あるものが多く、その神社特有の祭式次第・作法によって行われる神事である。これを調査研究することの意味

を、小野祖教氏は「神道の基礎知識と基礎問題」の中で次のように述べている。「1、神社の崇敬」上これを維持し、「2、祭祀の伝統」を保持するために必要である。また「3、無形文化財」の保存という見地から、あるいは「4、地方経済資源」、「5、観光資源」という観点から、地方公共団体や観光協会などが保存・宣伝に努めている、といった点をあげている。いずれの場合も、それぞれの神社の特殊神事の本来の姿、現在の実態を認識した上で、氏子や崇敬者あるいは観光協会を啓蒙・指導する必要があるかもしれない。

また、特殊神事の伝統を継承保持することを困難にする諸事情があつて、よほど努力しなければ継承保持できない現実がある。特殊神事が育まれた時代とは大きく変化した社会情勢がある。

昭和二十年の敗戦による価値観の変化がある。日本の美しい伝統も軍国主義と共に捨て去られてしまおうとした。その時置き去られたものがあるだろう。経済的困窮のため、負担に堪えかねてとだえたものもあるう。

昭和三十年代後半の高度経済成長期は、豊かな日本を現出した一方で、農山村が過疎になった。青

年たちは都会に出て勤め人になった。農山村にとり残された老人には、伝統的な祭り(特殊神事)が維持できなくなった。テレビなどの普及は全国画一化を促進し、ローカルカラーを稀薄にした。そして現在、少子化で神事を負担し継承する人が不足している。衰えかけた特殊神事を復興し活力を与えるために助成金を出そうとしても、後継者がいないため、先の見通しがたないという地域もある。

## 今までの記録

古くは昭和十六年、神祇院が発行した『官国幣社特殊神事調』全五輯がある。これは全国を対象としたもので、岡山県では吉備津神社の春季大祭、秋季大祭、中山神社の御例祭として御田植祭、鍛振御神事、安仁神社の当屋祭、吉備津彦神社の御斗代神事がとりあげられている。各出版社から出された文化誌の類にも民俗無形文化財に指定されたような有名な特殊神事はとりあげて紹介されている。昭和五十六年四月刊の県神社庁編『岡山県神社誌』は県下一六二六社を収録。そのうち特殊神事ありとする神社一三七社、一九一件である。これではまだ網羅しているとはい

い難い。

### これからのこと

祭祀委員会特殊神事部は、この機会に広く県下の特殊神事および、民間神事の実態をも把握したいと考えている。実態というのは、現在どのように行われているかという現状だけではない。かつて行われていたものなら、どのような神事が、いつ頃、どういう理由で廃れたのかということも含んでいる。

既に廃れて忘れられようとしている神事もあるが、まだ神職を中心に、神事を支える人々がいる。時代の変化に即応する工夫をしながらかつて継承されているものは多いと思われる。有名ではない、大がかりではないけれど、地域の人々によって継承されている特殊神事があると。特殊神事と思わずに年々繰り返して維持継承されている神事をも記録しておきたいものである。

民間神事を含めて関心をお寄せくださり、特殊神事部会の調査研究にご協力いただきたく、紙上をかりてお願い致します。

次回は「吉川八幡宮の当番祭」について、です。

## 中国地区 社頭講演研修会に 参加して

河田味希

山口県で開催された、中国地区社頭講演研修会に、突然参加させていただきました。なか、ふと今までの研修歴を見てみると、本棚にしまっていた研修ファイルを手にとってみました。昭和六十一年講習証書一枚、昭和六十二年講習証書一枚、昭和六十二年東京都の神務実習修了、結婚後本格的に平成三年から、岡山県、神社本庁、広島県、鳥取県、山口県、島根県と(記憶では二枚ほど紛失しているようですが)、数えてみると、四十五日間(初任神職研修会の四日間を含む)の研修を修了していました。そのなかの山口県

においては、神道青年協議会や女子神職会でもお世話になっていました。特にここ最近では、昨年の六月に、山田貫助先生に図々しくも同行させていただき、山口県内での雅楽の研修会に参加させていただきました。山口県の神職さん達、巫女さん達、そして雅楽同好会の方々の何事にもとことん頑張るという精神、そして何事にも熱心に取り組み姿に感動していただき、今年五月に中国地区社頭講演研修会に行かせていただいたことは、なかなか味わえない良い経験で、とても嬉しかったのですが、同時に大変緊張いたしました。岡山県神社庁からテーマは自由と聞いて行ったのですが、なんと、テーマは「式年遷宮」と決まっています。無理をお願いしてそのまま自分達のテーマで発表できることになったのですが、私は二日目の一番最後の発表ということになり、心臓が飛び出そうでした。

ご存知のように、山口県の神職さん達は、お国柄か、和歌も勉強されています。ファイルを繰りながら、平成九年に行われた神青協中央研修会に参加して、下手くそながらも和歌を二首詠んだことを思い出しました。皆さん、和歌をとても上手に、社頭講演に取り入れておられます。そんなことにも感心させられました。

私事ではありますが、小学校新一年生のやんちゃ盛りと、保育園三歳児クラスのわがまま姫を主人に託しての一泊二日の今回の研修でした。山口の地を踏み、山口の空気を吸い、講演が始まる頃には、家庭のことは、すっかり忘れてしまっていました。いつのまにか子供達のことを忘れさせてしまうような、研修会の真剣な空気に、スッポリ包まれてしまっていたのです。

話し方、話す姿勢、話すスピード、口調や声の大きさ、等々…。どれをとっても、まだまだの私です。講録も自分で作り、決められた時間内で話さなければなりません。私は、岡山県の社頭講話研修会で、今まで一体何を身につけてきたのでしょうか？ ちよつぱり反省です。まず、講録の作成が、何より一番だと、改めて思いました。小説のような文章ではなく、聞かせる為の講録作り。少しずつ進歩させられるように、これかも頑張ります。そう誓って、私は、私の大切な宝物である今回頂戴した四十六日目の修了証と、帰省してから頂戴した岡庁研・社頭講話研修会の四十七日目の修了証をファイルに納めました。

●三次の教化実践―社視察

# 教化委員会神社視察研修

事業部 太田 浩司

去る五月三十一日、教化委員会事業部主催による恒例の神社視察研修が教化委員・青少年対策委員合わせて二十六名参加の下行われた。

当日は朝からあいにくの雨天であつたが、湯浅庁長、小川副庁長同道のもと、バスにて岡山から北房を経由して広島県三次市の熊野神社（三次市島敷町）、鷺神社（三次市十日市町）の二社を訪ねた。

熊野神社では、四月に急逝された小原義雅宮司の後任として就任したばかりの小原義識宮司の出迎えを受け、正式参拝を行った。参拝の前に拝殿前の樹木の中に設置されたスピーカーから、神社の由緒を流していたが、プロと思われ女性の声で、分かり易く簡略な説明で音質も申し分なく、多人数の参拝者には一つの方法と思われた。氏子は約二四〇〇戸で、総代は一〇〇名、その総代が入れる立派な参集殿が建立されている。教化活動としてはB4版二つ折りの

社報を年一回発行、また、氏子有志による敬神友の会を設立し、境内の清掃や祭典の手伝いなどを奉仕している。また、境内には校倉造りの宝蔵（県重文）や樹齢二百年のシラカシ（県天然記念物）などがあり、神社の歴史が感じられた。

昼食後、鷺神社に正式参拝し、宮司の太鼓の音に合わせ玉串を捧げた。この神社は植松古墳の上に鎮座しており、小高い丘の頂上付近となつている。特殊神事として元旦に本殿西北に壺酒を埋め、一年後の元旦に掘り出し、その出来具合によりその年の稲の豊凶を占う「世量酒神事」また、六月三日の水無月の大祓式には鷺の衣裳を着けて舞う「鷺舞」が奉納される。

今回の神社視察研修に訪れた神社は二社共太鼓を打つ風習があり、当県北部の風習と相通ずるものがあることが興味深い研修となつた。

## 旅先の岡山弁も又楽し

足高神社宮司 井上 亮二

旅に出て楽しくなくては面白くない！

私は岡山県神社庁企画、名鉄観光サービス（株）岡山支店主催「東北の旅・参拝旅行」に参加した。楽しくて実に面白い旅が心ゆくまで堪能できた。一班の参加（五月十日から十二日）で青森・秋田両県を巡った。一班の内でも西廻りと二つに分かれ、各バス二台ずつ計四台での旅が始まった。私がお世話になつた一号車添乗員の赤木さんは、自称、容姿端麗の姐御さん。二号車添乗員の赤松さんは、漫才師「アホーの坂田」そっくりで、空港などでの岡山弁丸出しの案内ぶりに、「あ、岡山の団体が来てる」「岡山弁って面白いなあ」と居合わせた他

県の人達は楽しげに見ていたが、岡山県人の我々にはちよっぴり恥ずかしくもあつた。

添乗員の笑い満載の話術が「動」ならば、ガイド暦が長く知識豊富で生まじめ一辺倒の現地バスガイドは「真面目」が服を着ているような女性で「静」そのもの。動（岡山弁）と静（秋田弁）の名コンビ嬢の案内により、東北三日間の旅を楽しんだ。

旅には色々な楽しみ方があるが、私はカメラを担いでの撮影旅行が多い。カメラ二〜三台、機材をいろいろ欲張ると相当な量になり、加齢とともに遠くへは出掛けにくくなつたが、マイカーで旅に出る。平成五年に屋久島とともに世界遺産に登録された「白神山地」「名川の春祭り」「岩木山神社神賑祭」（青森県）、「沼入り梵天」（秋田県）、「飛沢神社例祭」（山形県）などは、ぜひ一度見学したい候補地である。今まで気にかかりながらも行く機会がなかつた東北地方の今回の旅程の中に、岩木山神社神賑祭があつたので嬉しくなり、氏子さん達をお誘いして参加した。一日目、最初の目的地である十和田湖を小雨降る発荷峠から眺めたが、ガスがかかつて残念であつた。次に、奥入瀬溪流の総延長

十四kmの歩道を散策した。大小名前の付いている滝だけでも十六ヶ所、ポスターなどに紹介されているポイントを見る事ができ、新緑の美しさは見事であった。奥入瀬の休憩所売店のおばさんに、「皆さんは岡山かね？」と聞かれた。「どうして分かったん」

「岡山弁使ってるもん、ここにいると全国各地からお客さんが来ると岡山の人はずぐ分かる。隠してもおえりやあせんよ」と言われて大笑いした。

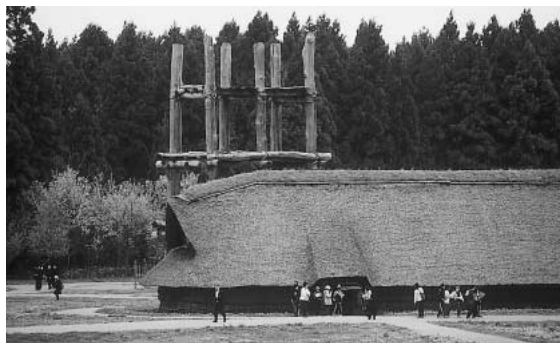
二日目は早朝の十和田湖遊覧で始まった。この後は、今回の旅程で最も興味をそえられる岩木山と三内丸山遺跡である。移動の為、東北道を利用し大鱈ICを出て岩木山神社迄の道路「アップルロード」はネーミングそのままに、リングゴの可憐な白い花が満開で、素晴らしい季節に巡り合えて幸運であった。岩木山は八合目あたりから山頂にかけ残雪に覆われ美しい山である。鳥居をくぐり参道を進むと禰宜さんが途中まで出迎えて下さり、いろいろ説明を聞きながら進む。途中に大きな禰宜所があり、一メートル余りの長い柄杓で手水をつかい拝殿に辿り着



岩木山神社楼門

く。注連縄のくくり方などこの地方独特のもので、社殿は朱塗りであり重要文化財。徹底管理の下に電気配線など一切使用出来ず自然光とローソクの灯に頼るのみで、古来の神社を彷彿とさせられた。正式参拝の後、禰宜さんから奥宮神賑祭のお話を伺った。旧暦八月秋の稲穂の波打つ頃、五穀豊穡の感謝と祈りを込め山頂奥宮に村落ごと団体で参拝する行事で、登山、下山の際には各々囃子唱文がある。その登山囃子を素敵な咽で披露して下さり、一同感激でいっぱいになった。

今夜の宿は、原生林に囲まれて静かな薬研温泉郷のホテルである。薬研(やげん)とは薬種を砕く器具の名前で、温泉の湧出口が薬研に似ていたところからその名が付いたらしい。



特別史跡 三内丸山遺跡 大型掘立柱建物

縄文時代の遺跡・三内丸山遺跡は、ヒスイ、コハク、黒曜石などが出土し、遠方との交易が行なわれていたことがわかる。漆器などの専門的な技術や高度な文化を持った縄文人の生活具現の出来る貴重な国の特別史跡である。青森県では縄文時代の「むら」を体験できる公園として、整備を進めていた。

三日目は、下北半島の中央に位置する霊峰・日本三大霊山の恐山参拝である。一千年の永きに亘る「人が死ねばお山(恐山)に行く」庶民信仰のもとに、さまざまな祈りの姿が繰り広げられてきた。集合時間まで間があるので茶店でラーメンを食べる事になり、支度が出来るまで店のおばさんと色々話をした。

「お客さん、どこの国の人だね」  
「おっと、どこの国?と来たーこちらも調子を合わせて」  
「備中国だよ」  
「びっちゅうー備中って何処?」  
「長門勇の国だよ」  
「ああ、岡山か」  
「はようしね〜」間に合わんよ。店のおばさんに、「はようしね〜」が分かったかどうか、解説する時間もなく、バスへと急いだ。

楽しい旅は心を癒す。今回の旅は参加者全員の協力と、赤木・赤松両添乗員さんの大奮闘により、かつて参加した旅の中でひとときわ印象深く、生涯忘れる事はないだろう。

次回の企画は何処?又、ぜひ参加したいと思ってる。

# 神職任免

## 就任発令の部

平成年月日	鎮 座 地	神社名	本兼務職	氏 名
15・12・10	浅口郡寄島町	大浦神社	本 権禰宜	小川浩太郎
15・12・11	倉敷市藤戸町藤戸	素盞鳴神社	兼 宮司	小笠原宗壽
15・12・23	井原市神代町	金切神社	本 宮司	馬越 英樹
15・12・23	後月郡芳井町大字吉井	天神社	本 宮司	山室 宣也
15・12・23	川上郡川上町大字仁賀	木野山神社	兼 宮司	山室 宣也
15・12・23	川上郡川上町大字高山	諏訪神社	兼 宮司	山室 宣也
15・12・23	後月郡芳井町大字種	八幡神社	兼 宮司	山室 宣也
15・12・23	小田郡美星町大字黒木	明剣神社	兼 宮司	山室 宣也
15・12・23	川上郡川上町大字三沢	八幡神社	兼 宮司	山室 宣也
15・12・23	川上郡川上町大字七地	八幡神社	兼 宮司	山室 宣也
15・12・23	川上郡川上町大字地頭	八幡神社	兼 宮司	山室 宣也
15・12・23	川上郡川上町大字臘数	日吉神社	兼 宮司	山室 宣也
15・12・23	後月郡芳井町大字川相	八幡神社	兼 宮司	山室 宣也
15・12・23	後月郡芳井町大字吉井	荒 神 社	兼 宮司	山室 宣也
15・12・23	井原市西江原町	甲山八幡神社	本 権禰宜	渡邊 英史
15・12・23	川上郡川上町大字仁賀	大 神 社	本 宮司	山室眞佐夫
16・1・10	新見市新見	船川八幡宮	本 権禰宜	溝手 澄
16・4・1	岡山市一宮	吉備津彦神社	本 権禰宜	山室 晶史
16・4・1	岡山市上阿知	春日神社	本 宮司	屯倉 紀正
16・4・1	岡山市上阿知	荒 神 社	兼 宮司	屯倉 紀正
16・4・1	邑久郡牛窓町千手	千次神社	兼 宮司	屯倉 紀正
16・4・1	吉備郡真備町大字箭田	八田神社	本 権禰宜	小橋万里子
16・4・1	上房郡賀陽町大字上竹	御王神社	本 権禰宜	石井 満崇
16・4・15	倉敷市本町	阿智神社	本 権禰宜	石村 友希
16・4・15	小田郡矢掛町東三成	吉備大臣宮	本 権禰宜	浅倉美奈子
16・6・23	岡山市藤田	藤田神社	本 宮司	今井 孝
16・6・23	浅口郡金光町大字占見	荒 神 社	兼 宮司	唐川 頌三

## 退任発令の部

平成年月日	鎮 座 地	神社名	本兼務職	氏 名
16・6・23	浅口郡金光町大字占見	厄 神 社	兼 宮司	唐川 頌三
16・6・23	浅口郡金光町大字占見	荒 神 社	兼 宮司	唐川 頌三
16・6・23	浅口郡金光町大字占見	大川神社	兼 宮司	唐川 頌三
16・6・23	浅口郡金光町大字占見	山 神 社	兼 宮司	唐川 頌三
16・6・23	浅口郡金光町大字占見新田	大森神社	兼 宮司	唐川 頌三
16・6・23	浅口郡金光町大字占見新田	天満神社	兼 宮司	唐川 頌三
16・6・23	浅口郡金光町大字占見新田	六 神 社	兼 宮司	唐川 頌三
16・6・23	浅口郡金光町大字占見	天満神社	兼 宮司	唐川 頌三
16・6・23	浅口郡金光町大字占見	荒 神 社	兼 宮司	唐川 頌三
16・6・23	浅口郡金光町大字占見新田	荒 神 社	兼 宮司	唐川 頌三
16・6・23	浅口郡金光町大字占見	荒 神 社	兼 宮司	唐川 頌三
16・6・23	浅口郡金光町大字占見	天神社	兼 宮司代務者	石井 紀之

# 神職帰幽

平成年月日	鎮 座 地	神社名	本兼務職	氏 名
16・2・26	岡山市原尾島	小島神社	本 権禰宜	武部 光順
16・5・5	上房郡賀陽町大字上竹	天神社	本 宮司	大塚 眞積
16・5・31	岡山市上阿知	春日神社	本 宮司	屯倉 武夫
16・2・26	岡山市原尾島	小島神社	本 権禰宜	武部 光順
15・12・23	川上郡川上町大字仁賀	大 神 社	本 権禰宜	山室眞佐夫
15・12・23	川上郡川上町大字仁賀	大 神 社	本 宮司	山室 宣也
15・12・23	井原市神代町	金切神社	本 権禰宜	馬越 英樹
15・12・23	井原市神代町	金切神社	本 宮司	馬越 直樹
15・12・10	倉敷市藤戸町藤戸	素盞鳴神社	兼 宮司	佐藤 佳信
16・6・22	岡山市藤田	藤田神社	本 宮司	今井 忠

# 階位授与

◎浄階

三月一日

笹井 和男

◎正階

【無試験検定】

十月十日

小川浩太郎

十二月二十日

石井 満崇

一月三十日

末廣 恒則

三月二十日

小笠原明道

四月十日

中村 壮夫

◎権正階

【無試験検定】

十二月二十日

石村 友希

一月三十日

田本 鮎香

二月二十日

渡邊 泰年

三月十日

岩倉 紀正

四月十日

今井 孝

◎直階

十月一日

長尾威都喜

十月二十日

白神 宗男

十二月五日

坪田 研一

四月十日

長尾威都喜

十二月五日

川ノ上一博

四月十日

浦田 智加

# 本庁辞令

十月五日

垂水神社名譽宮司の称号を授ける  
三月一日 築澤 慧

神職身分一級とする  
三月一日 笹井 和男

# 神社庁辞令

四月二十日

嘱託 清水美代子

録事に任ずる

四月三十日

主事補 杉田 節子

願により主事補を免ずる

六月一日

録事 瀧本 文典

主事に任ずる

主事 瀧本 文典

事務局長心得を命ずる

録事 河田 晴彦

主事補に任ずる

# 承認された神社

自 平成十五年十一月一日  
至 平成十六年五月三十一日

◎規則変更

十月三十一日

岡山市奥市 岡山県神社庁

(第一一条変更)

三月十二日

小田郡美星町 明剣神社

久米郡久米南町 山王神社

四月十六日 津山市榑 十寸鏡神社

◎主要建物改築及び模様替え

一月三十日

邑久郡邑久町 豊原北島神社

(拜殿他改築)

◎財産処分

十二月二十五日

久米郡久米町 山尾神社

(境外地売却)

三月十九日 等岡市横島 道通神社

(道路用地として売却)

# 庁務日誌抄

自 平成十五年十一月一日  
至 平成十六年六月三十日

## 十二月

一日 月次祭

二日 役員会

八日 青少年対策委員会

十一日 臨時協議員会

十六日 教化教宣部会

十七日 女子神職会清掃奉仕

二十六日 ご用納め

## 一月

五日 新年祭・ご用始め

十五日 敬神婦人連合会監査会

役員会

十九日 神青協役員会

二十日 役員会

二十一日 祭祀常任委員会

二十七日 庁舎建設常任委員会

祭祀委員会

教化教宣部会

教化事業部会

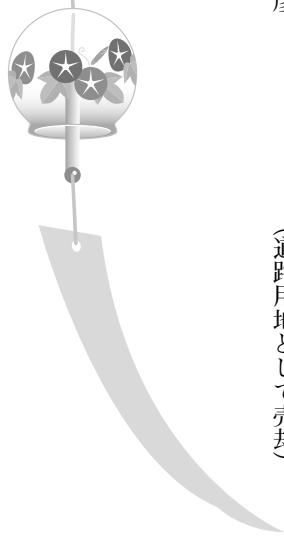
組織改革委員会

## 二月

二日 月次祭

六日 祭祀祭式部会

十三日 祭祀常任委員会



十六日	教化常任委員会	二十六日	財務委員会
十八日	組織改革委員会	二十八日	岡山県女子神職会総会
十九日	中国地区連絡会議	三十日	総務委員会
二十日	中国地区連絡会議	三十一日	教化委員会
二十七日	財務委員会	二日	支部長懇話会
二十八日	教化教宣部会	三日	支部長懇話会
二十九日	一日神社本庁	四日	社頭レクリエーショ ン研修
三十日	一日神社本庁	五日	青少年対策委員会
三十一日	教化教宣部会	六日	総務委員会
一日	月次祭	七日	祭祀祭式部会
五日	氏青神青合同会議	八日	同特殊神事部会
六日	神青協役員会	九日	教化教宣部会
八日	大麻頒布推進委員会	十日	社頭講話研修会
十二日	敬神婦人連合会総会	十一日	社頭講話研修会
十六日	祭祀祭式部会	十二日	役員会
二十日	岡山県神社関係者大会	十三日	初任神職研修 (後半)
二十三日	神楽部監査会	十四日	協議員会
二十四日	役員会	十五日	教化広報部会
二十五日	神青協役員会	十六日	教化広報部会
二十六日	巡回神道講演会	十七日	大麻頒布常任委員会
三十一日	役員会	十九日	女子神職役員会
一月	月次祭	十九日	教化常任委員会
二月	氏青神青合同会議	二十日	本庁評議員会
三月	神青協役員会	二十一日	春の参拝旅行 (二次)
四月	大麻頒布推進委員会	二十二日	財務委員会
五月	庁舎建設委員会	二十三日	神青協役員会
六月	敬神婦人連合会総会	二十四日	春の参拝旅行 (二次)
七月	岡山県神社関係者大会	二十五日	財務委員会
八月	神楽部監査会	二十六日	神青協役員会
九月	役員会	二十七日	初任神職研修 (前半)
十月	役員会	二十八日	役員会
十一月	役員会	二十九日	神楽部総会
十二月	役員会	三十日	教化委員会
一月	役員会	三十一日	神社視察研修旅行
二月	役員会	二月	支部長懇話会
三月	役員会	三月	支部長懇話会

## 神社庁閉庁のお知らせ

中国地区神社庁職員研修のため

**9月27日~29日**

は閉庁致します。

## 編集後記

◆神社庁への問い合わせの中でも多いのが「○○地区の氏神様はどこでしょう」というものである。岡山県神社庁ホームページが、県内全ての包括神社を掲載し完成すれば、この問い合わせにすぐに答えることができようになる。現在掲載神社は四百六十社あまり。今年度は百社を追加予定である。各宮司さんの積極的な協力をお願いしたい。

◆今号は神社庁規則をはじめ掲載しなければならぬ記事が多く、役員他の名簿は別刷りとなった。記事が少なく苦勞するものも困るが、多すぎてせつかく頂いた記事が掲載されないのも心苦しい。時期を逸しないものについては次号に掲載させて頂くことを御理解賜りたい。

広報部長

